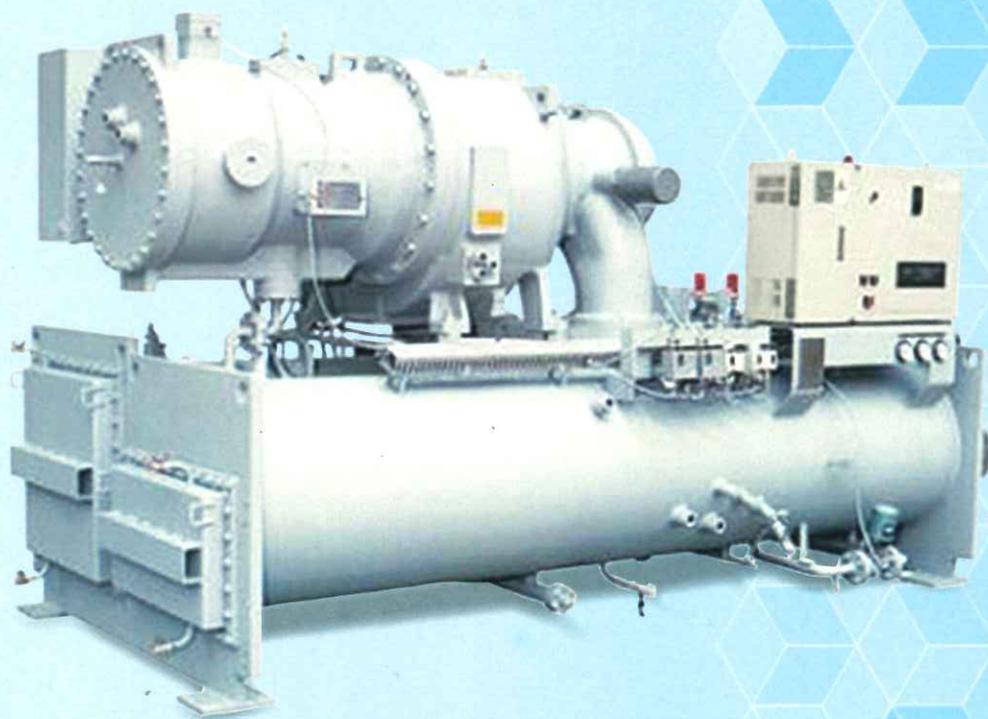


冷凍関係手続きマニュアル

(第一種製造者用)

第 6 版



2019年5月

一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会 発行

発 刊 に 寄 せ て

冷凍設備は、住宅やビルの空調用をはじめ、冷凍冷蔵倉庫、食品工場やレジャー施設など、私たちの生活に欠くことのできない様々な分野で利用されています。

これらの設備には冷媒ガスとして、CFCやHCFCが利用されてきました。これらのガスはオゾン層保護対策として生産消費が規制されていますが、温室効果も大きい物質であり、代替として主にHFC（代替フロン）への転換が進んできました。HFCはオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の100倍から10000倍以上の大きな温室効果があると言われています。

平成28年10月には、HFCを新たにモントリオール議定書の規制対象とする改正提案が採択されました。（キガリ改正）

また、HCFCであるフルオロカーボン22は、成層圏のオゾン層破壊防止や地球温暖化防止など地球環境保全の観点から、2020年以降製造や輸入ができなくなります。

現在は、二酸化炭素とアンモニアを冷媒とする設備や、これまで微燃性ガスとされていたR32、HFO1234yf、HFO1234zeなどの新冷媒を使用した設備が利用され始めています。

これらの冷媒ガスについては、高い圧力、毒性、可燃性などの危険性から、高圧ガス保安法により冷凍設備の設置や変更の際には許可が必要であるなど様々な規制がかけられていましたが、平成28年11月と平成29年7月の法改正により大きく規制緩和されました。これにより、届出（50トン未満）範囲も広がり大きく緩和されました。

本マニュアルは、高圧ガス保安法に基づく第一種製造者が自らに課せられた法的責務を履行し、社会的要請に応えるため、（一社）神奈川県高圧ガス保安協会が作成したものです。

今回の改訂では、平成28年10月28日付け及び平成29年7月10日付けの高圧ガス保安法施行令の改正、並びに平成30年4月1日付け制定の神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針が盛り込まれています。

冷凍施設設置時の手続きにとどまらず日常的な保安管理にも役立つように作成されていますので、事業者の皆様には積極的にご活用いただき、自主保安の推進に努めていただきたいと思います。

2019年5月吉日

一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会